

現地外注整備共通仕様書
(道路運送車両法適用市販型車両)

航空自衛隊網走分屯基地

目 次

| | |
|-----------------|---|
| 1 総 則 | 4 |
| 1. 1 適用範囲 | 4 |
| 1. 2 用語の定義 | 4 |
| 1. 3 関連文書 | 5 |
| 2 役務に関する要求 | 5 |
| 2. 1 一般 | 5 |
| 2. 2 整備作業の種類 | 5 |
| 2. 3 作業内容 | 6 |
| 2. 4 部品・材料 | 7 |
| 2. 5 機能・性能 | 7 |
| 3 品質保証 | 7 |
| 3. 1 品質保証資料 | 7 |
| 3. 2 監督・検査 | 8 |
| 4 出荷条件 | 8 |
| 4. 1 製品の包装 | 8 |
| 4. 2 包装の表示 | 8 |
| 5 その他の指示 | 8 |
| 5. 1 提出書類 | 8 |
| 5. 2 官給品 | 8 |
| 5. 3 附属品・予備品 | 8 |
| 5. 4 計測器・試験装置 | 8 |
| 5. 5 安全管理 | 9 |
| 5. 6 環境対策 | 9 |
| 5. 7 補給の手続き | 9 |
| 5. 8 契約相手方の技術協力 | 9 |
| 5. 9 仕様書の疑義 | 9 |

| | | |
|-----------|----------------|----|
| 別紙様式第 1 | 車両等員数表 | 10 |
| 別紙様式第 2－1 | 必要部品及び修理要領明細書 | 11 |
| 別紙様式第 2－2 | 必要部品及び修理要領明細書 | 12 |
| 別紙様式第 3－1 | 官給部品使用明細書 | 13 |
| 別紙様式第 3－2 | 官給部品使用明細書 | 14 |
| 付紙 | 官給部品使用明細書作成要領 | 15 |
| 別紙様式第 4－1 | 材料使用明細書 | 16 |
| 別紙様式第 4－2 | 材料使用明細書 | 17 |
| 別紙様式第 5－1 | 修理不能品発生（見込）報告書 | 18 |
| 別紙様式第 5－2 | 計算内訳資料 | 19 |

| 航空自衛隊仕様書 | | | |
|----------------|---------------------------------|-------|---|
| 仕様書の種類 | 内容による分類 | 役務仕様書 | |
| | 性質による分類 | 共通仕様書 | |
| 品名 又は 件名 | 現地外注整備共通仕様書 (道路運送車両法適用市販型車両) | 仕様書番号 | 網基LPS-V23044 |
| | | 作成年月日 | 平成 4年 7月 1日 |
| | | 改正年月日 | 平成 9年 3月 19日 平成 18年 8月 4日 令和 2年 6月 5日 |
| | | 作成部隊名 | 第28警戒隊 |

1 総則

1. 1 適用範囲

- (1) この仕様書は、網走分屯基地司令が行う道路運送車両法の適用を受ける市販型車両の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。
- (2) この仕様書に規定する内容と、個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書を優先する。

1. 2 用語の定義 この仕様書及び、この仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

(1) 参考文書

参考文書とは、当該仕様書に規定した事項を更に理解させるため参考となる文書及び図面をいう。

(2) 個別TO等

個別TO等とは、次に示すものをいう。

- (a) 当該車両等に適用する技術指令書 (J. T. O.)
- (b) 製造会社取扱説明書等 (製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。)

(3) 車両等

車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準 (J. T. O. 00-10-9) の第1-2表に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。

(4) 修理不能

修理不能とは、次の各号の場合をいう。

- (a) 個別仕様書に規定された修理限度を超える場合
- (b) 個別仕様書に特に規定がない限り、修理に必要な部品材料費、(官給品を含む。) 役務費及び梱包輸送費を含む総費用が新品取得価格の65%以上になる場合
- (c) 特に官が規定した場合

(5) 監督

監督とは、契約の適正な履行を確保するため、契約相手方の履行途中において契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

(6) 検査

検査とは、調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し合格又は不合格の判定を行うことをいう。

| | |
|-----|-----------------------------|
| 品 名 | 現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両） |
|-----|-----------------------------|

1. 3 関連文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1. 3. 1 引用文書

(1) 法令等

- 環境基本法（平成5年法律第91号）
- 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）
- 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）
- 自動車の点検及び整備に関する手引（昭和58年運輸省告示第123号）
- 航空自衛隊物品管理補給手続（J A F R 1 2 5）

(2) 技術指令書

- 航空自衛隊装備品等共通整備基準 (J. T. O. 00-10-1)
- 航空自衛隊車両等整備基準 (J. T. O. 00-10-9)
- 車両等の塗装及び標識 (J. T. O. 36-1-3)
- 車両等の防錆処置要領 (J. T. O. 36-1-52)
- 個別T O等

1. 3. 2 参考文書

(1) 法令等

- 防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する總理府令
(昭和33年總理府令第1号)

- 航空自衛隊調達規則 (J A F R 1 2 4)

(2) 技術指令書

- 航空自衛隊技術指令書制度 (J. T. O. 00-5-1)
- 航空装備品等の包装 (J. T. O. 00-85-3)

(3) その他

- 航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）

2 役務に関する要求

2. 1 一般

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数を経済的、かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

2. 2 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもののうちから個別仕様書で指定する。

| | |
|----|-----------------------------|
| 品名 | 現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両） |
|----|-----------------------------|

2. 2. 1 定期点検整備

定期点検整備は、道路運送車両法第48条に基づく定期点検（3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月、24ヶ月）を次の工程に従い実施するものとする。定期点検の結果、道路運送車両法の保安基準（以下、保安基準という。）に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し、承認を得た後（2）及び（3）の作業を実施するものとする。

- (1) 定期点検
- (2) 分解検査
- (3) 修理等

2. 2. 2 附帯整備

附帯整備は、個別仕様書で規定した作業を実施する。

2. 3 作業内容

この仕様書の2. 2項に示す各工程の作業は、個別仕様書で特に規定するほか、次により実施しなければならない。

2. 3. 1 定期点検

- (1) 定期点検は、自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引に基づき、目視点検、機能点検、又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認する。確認の結果を、自動車点検基準に定められた定期点検整備記録簿等に、記録するものとする。
- (2) 定期点検に先立ち、附属品・予備品を、車両等に備え付けられている車歴簿の附属品・工具員数表により員数を確認し、車両等員数表（別紙様式第1）に記録するものとする。

2. 3. 2 分解検査

分解検査は、定期点検の結果判明した要修理箇所を整備するため、必要な単位に分解する。また、分解した部品は、個別仕様書に引用する技術指令書に定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料（以下、部品等という。）を判定する。確認の結果を、必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第2-1及び2-2）に記録するものとする。

なお、分解した部品等は、交換を要する部品等を除き、必要な清浄度を保持するための処置を行う。

2. 3. 3 修理等

修理等は、この仕様書の2. 3. 2項で判定された修理方法により要修理箇所を、車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行う。

(1) 交換

交換は、この仕様書の2. 3. 2項で交換を要すると判定された部品等を、2. 4項により交換する。交換した部品等は、次の書類に記録する。

- (a) 官給品の場合：官給部品使用明細書（別紙様式第3-1及び3-2）
- (b) 契約相手方準備品の場合：材料使用明細書（別紙様式第4-1及び4-2）又は使用材料を明確にする契約相手方が定めた書類

(2) 加工

加工は、修理のため要修理品の状態、特性に応じ最も適した方法で行う。

| | |
|-----|-----------------------------|
| 品 名 | 現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両） |
|-----|-----------------------------|

(3) 組立・調整

組立・調整は、この仕様書の2. 3. 2項で使用可能品と判定されたもの、又は2. 3. 3項の(1)及び(2)により修復した部品等を、車両等の性能を發揮させるため適正な手順、方法により組立、必要に応じ各部位を調整する。

(4) 潤滑

潤滑は、車両等の必要な部位又は部品等に、必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。

2. 3. 4 塗装等

(1) 塗装及び標識

塗装及び標識は、個別仕様書で特に指定する場合を除き、J·T·O. 36-1-3に基づき実施するものとする。実施にあたっては、極力部分塗装とし、全面塗装を実施する場合は、契約担当官等の指示を得て実施する。

(2) 塗色

塗色は、J. T. O. 36-1-3による。ただし、部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

2. 3. 5 作業の中止

次に示す場合は作業を一時中止し、監督官に申し出て、契約担当官の指示を受けるものとする。

(1) 車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合

(2) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合、ただし、1. 2項(4) (b)に該当する場合は、修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第5-1）を作成し契約担当官に提出するものとする。

2. 4 部品・材料

(1) 整備作業に必要な部品・材料は、個別仕様書で規定したものを受け取った方において準備する。

(2) 部品・材料は、原則として製造会社の純正部品及び空幕調達第275号(40.11.8)に示す優良部品とする。

(3) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。

2. 5 機能・性能

車両等の機能・性能は、保安基準及び自動車点検基準に適合しなければならない。

なお、個別仕様書に他の規定がある場合は、個別仕様書による。

3 品質保証

3. 1 品質保証資料

契約相手方は、この仕様書の2. 3項及び2. 5項により作成した結果等を品質保証資料として、これらの写しを契約が完了した会計年度の翌年度の4月1日から5年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。

| | |
|-----|-----------------------------|
| 品 名 | 現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両） |
|-----|-----------------------------|

3. 2 監督・検査

監督・検査は契約担当官の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

4 出荷条件

4. 1 製品の包装

整備完成の部品等及び返納品で、輸送又は保管のため包装を必要とするものは、部品及び返納品の状態に応じ、適切な包装を実施するものとする。

4. 2 包装の表示

整備完成の部品等及び返納品で、包装を行うものについては、包装の見やすい箇所に、次の表示を行わなければならない。ただし、それらの性質、状態により一部を省略することができる。

- (1) 航空自衛隊標識マーク
- (2) 品名及び型式
- (3) 物品番号
- (4) 製造番号
- (5) 調達要求番号
- (6) 契約番号
- (7) 数量
- (8) 納入業者
- (9) 納入年月日

5 その他の指示

5. 1 提出書類 契約相手方は、2. 3項に示す次の書類を提出しなければならない。

- (1) 車両等員数表（別紙様式第1）
- (2) 必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第2-1 及び2-2）
- (3) 官給部品使用明細書（別紙様式第3-1 及び3-2）
- (4) 材料使用明細書（別紙様式第4-1 及び4-2）又は使用材料に係る契約相手方の定めた書類
- (5) 修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第5-1）
- (6) その他契約担当官の指示するもの。

5. 2 官給品

官給品の品目、数量、時期及び場所については、個別仕様書で規定するものとする。

5. 3 附属品・予備品

附属品・予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き、原則として整備の対象外とする。

5. 4 計測器・試験装置

車両等が、要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は、道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。

| | |
|-----|-----------------------------|
| 品 名 | 現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両） |
|-----|-----------------------------|

5. 5 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱、公害を発生する恐れのあるものの取扱並びに、その他作業事故を起こしやすい作業について、法令に係るものは、当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。

5. 6 環境対策

契約相手方は、契約事項を履行するにあたり、環境基本法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）等に基づき可能な限り環境対策を実施しなければならない。ただし、契約の適正な履行を確保できない等、不具合が生じた場合は監督官と調整するものとする。

5. 7 補給の手続き

次に示す補給上の手続きについては、契約担当官の指示による。

- (1) 車両等の受け渡し
- (2) 官給品の請求手続等
- (3) 交換した旧部品の返納処置

5. 8 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官から次の事項について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

- (1) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- (2) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

5. 9 仕様書の疑義

この仕様書について、疑義を生じた場合は、契約担当官を通じて調達要求元と調整するものとする。

別紙様式第1

| 車両等員数表 | | | | |
|---------------|--|------|-------|-----|
| 車両名 | | | 受入年月日 | |
| 物品番号 | | | 差出部隊名 | |
| 証書番号 | | | 車両番号 | |
| 調達要求番号 | | 契約番号 | 会社名 | |
| 物 品 名 | | 定 数 | 現 数 | 状 態 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 搬入時累計走行キロ（時間） | | | | |
| 検査員 | | 監督官印 | | |

必要部品及び修理要領明細書

調達要求番号

契約番号

物品番号

品名(型式)

一連番号

適用技術図書 N○ 発刊年月日

会社名 印

監督官名 印

確認年月日

注：適用技術図書は本表作成にしようしたT.O（日付を含む。）のみ記載する。

別紙様式第2-2

| 物 品 番 号 | 部 品 番 号 | 品 名 | 一 台 当 り 數 量 | 单 位 | 必 要 部 品 数 | | | 修 理 方 法 | 備 考 |
|---------|---------|-----|-------------------|--------|-----------|--------|---|---------|-----|
| | | | | | 欠 陷 | 交 換 | 計 | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

- 1 本表には整備作業の実施に際し使用する交換部品、
 补充部品及び機械加工、板金等の作業、改造時の特
 殊工程作業を記入する。
- 2 備考欄には修理箇所の程度を記入する。

別紙様式第3-1

| 官給部品使用明細書 | | 提出会社 作成者 | | 監督官等 確認印 | | | 提出 番号 | 頁 | |
|-----------|---------|-------------|-----|-------------|--------------|-----|----------|-----|--|
| 調達要求番号 | | 契約品名 | | | 明細書作成対象品名・数量 | | | | |
| 契約番号(年月日) | | | | | | | | | |
| 項目 番号 | 物 品 番 号 | 部 品 番 号 | 品 名 | 単位 | 数 量 | 单 価 | 金 額 | 備 考 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

記入要領については、付紙のとおり。

別紙様式第3-2

貢

官給部品使用明細書作成要領

- 1 官給部品使用明細書（以下、“明細書”という。）は、契約書の官給部品表に記載されている品目ごとに作成し監督官の確認を得るものとする。
- 2 様式は、別紙様式第3とし（1項目はその1、2項目はその2を使用）記入要領は、次による。
 - (1) 「提出会社」
契約相手方の会社名を記入する。
 - (2) 「作成者」
契約書に記載された代表者名を記入する。
 - (3) 「提出番号」
同一の契約における提出回数を記入する。
 - (4) 「頁」
頁番号及び総員数を記入する。
 - (5) 「調達要求番号」「契約品名」「契約番号（年月日）」
契約書に記載された調達要求番号、契約品名、契約番号及び契約年月日を記入する。
 - (6) 「明細書作成対象品名・数量」
官給部品表に記載された品名のうち、当該明細書作成の対象とした品名及び数量を記入する。
 - (7) 「項目番号」
表に記入する官給部品について一連の番号を記入する。
 - (8) 「物品番号」「部品番号」「品名」「単位」「単価」
官給部品表に記載されている物品番号、部品番号、品名、単位及び単価を記入する。
なお、官給部品表に記載されていない場合は担当者に問合せたうえ記入する。
 - (9) 「数量」
当該契約のうち対象品目に使用した官給部品の数量を記入する。
 - (10) 「金額」
数量×単価で算出した金額を記入する。
 - (11) 「備考」
その他、参考となる事項を記入する。

別紙様式第4-1

別紙様式第4-2

修理不能品発生（見込）報告書

航空自衛隊

部隊名

契約担当官殿

住 所

会社名

代表者名

印

| | | | |
|--------|--|----|--|
| 調達要求番号 | | 数量 | |
| 契約番号 | | 金額 | |
| 契約年月日 | | 納期 | |
| 品名 | | | |

上記契約について、修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告します。

監督官確認

年 月 日

階 級

氏 名

印

注：様式第5-2の計算内訳資料を添付するものとする。

計算内訳資料

| | | | | |
|----|----------------|--|--|--|
| 1 | 品 名 | | | |
| 2 | 物 品 番 号 | | | |
| 3 | 数 量 | | | |
| 4 | 取 得 価 格 | | | |
| 5 | 一 連 番 号 | | | |
| 6 | 直 接 材 料 費 | | | |
| | 加 工 費 | | | |
| | 直 接 経 費 | | | |
| 6 | (製 造 原 価) | | | |
| | 一 般 管 理 費 | | | |
| | (総 原 価) | | | |
| | 支 払 利 子 利 益 | | | |
| 7 | 梱包・輸送費 | | | |
| | (修 理 費) | | | |
| 7 | 官 紿 部 品 費 | | | |
| 8 | 総 修 理 費 | | | |
| 9 | (8 ÷ 4) (%) | | | |
| 10 | 摘要 | | | |

現地外注整備共通仕様書
(道路運送車両法適用除外市販型車両)

航空自衛隊網走分屯基地

目 次

| | |
|-----------------|---|
| 1 総 則 | 4 |
| 1. 1 適用範囲 | 4 |
| 1. 2 用語の定義 | 4 |
| 1. 3 関連文書 | 5 |
| 2 役務に関する要求 | 6 |
| 2. 1 一般 | 6 |
| 2. 2 整備作業の種類 | 6 |
| 2. 3 作業内容 | 6 |
| 2. 4 部品・材料 | 8 |
| 2. 5 機能・性能 | 8 |
| 3 品質保証 | 8 |
| 3. 1 品質保証資料 | 8 |
| 3. 2 監督・検査 | 8 |
| 4 出荷条件 | 8 |
| 4. 1 製品の包装 | 8 |
| 4. 2 包装の表示 | 8 |
| 5 その他の指示 | 9 |
| 5. 1 提出書類 | 9 |
| 5. 2 官給品 | 9 |
| 5. 3 附属品・予備品 | 9 |
| 5. 4 計測器・試験装置 | 9 |
| 5. 5 安全管理 | 9 |
| 5. 6 環境対策 | 9 |
| 5. 7 補給の手続き | 9 |
| 5. 8 契約相手方の技術協力 | 9 |
| 5. 9 仕様書の疑義 | 9 |

| | | |
|-----------|-----------------------|-------|
| 別紙様式第 1 | 車両等員数表 | 10 |
| 別紙様式第 2－1 | 必要部品及び修理要領明細書 | 11 |
| 別紙様式第 2－2 | 必要部品及び修理要領明細書 | 12 |
| 別紙様式第 3－1 | 官給部品使用明細書 | 13 |
| 別紙様式第 3－2 | 官給部品使用明細書 | 14 |
| 付紙 | 官給部品使用明細書作成要領 | 15 |
| 別紙様式第 4－1 | 材料使用明細書 | 16 |
| 別紙様式第 4－2 | 材料使用明細書 | 17 |
| 別紙様式第 5－1 | 修理不能品発生（見込）報告書 | 18 |
| 別紙様式第 5－2 | 計算内訳資料 | 19 |
| 別紙様式第 6 | 車両作業用紙（一般車両） | 20 |
| 別紙様式第 7 | 車両作業用紙（施設、荷役、その他の車両等） | 22 |
| 別冊 | 一般車両検査手順 | 24～31 |

| 航空 空 自 衛 隊 仕 様 書 | | | |
|------------------|---------------------------------------|-----------|-----------------------|
| 仕様書の種類 | 内 容 に よ る 分 類 | 役 務 仕 様 書 | |
| | 性 質 に よ る 分 類 | 共 通 仕 様 書 | |
| 品 名 又は 件 名 | 現地外注整備共通仕様書 (道路運送車両法適用除外市販型車両) | 仕様書番号 | 網基LPS-V23043 |
| | | 作成年月日 | 平成 4年 7月 1日 |
| | | 改正年月日 | 平成 9年 3月 19日 |
| | | 改正年月日 | 平成 18年 8月 8日 |
| | | 作成部隊名 | 令和 2年 6月 5日 第28警戒隊 |

1 総則

1. 1 適用範囲

- (1) この仕様書は、網走分屯基地司令が行う道路運送車両法適用除外となっている市販型車両の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。
- (2) この仕様書に規定する内容と、個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書を優先する。

1. 2 用語の定義 この仕様書及び、この仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

(1) 参考文書

参考文書とは、当該仕様書に規定した事項を更に理解させるため参考となる文書及び図面をいう。

(2) 個別TO等

個別TO等とは、次に示すものをいう。

- (a) 当該車両等に適用する技術指令書 (J. T. O.)
- (b) 製造会社取扱説明書等 (製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。)

(3) 車両等

車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準 (J. T. O. 00-10-9) の第1-2表に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。

(4) 修理不能

修理不能とは、次の各号の場合をいう。

- (a) 個別仕様書に規定された修理限度を超える場合
- (b) 個別仕様書に特に規定がない限り、修理に必要な部品材料費 (官給品を含む。) 、役務費及び梱包輸送費を含む総費用が新品取得価格の65%以上になる場合
- (c) 特に官が規定した場合

(5) 監督

監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう

(6) 検査

検査とは、調達物品等の品質及び数量等が、当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。

| | |
|-----|-------------------------------|
| 品 名 | 現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両） |
|-----|-------------------------------|

1. 3 関連文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1. 3. 1 引用文書

(1) 法令等

- 環境基本法（平成5年法律第91号）
- 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）
- 優良自動車部品の採用について（空幕調達第275号40.11.8）
- 航空自衛隊物品管理補給手続（J A F R 1 2 5）

(2) 技術指令書

- 航空自衛隊装備品等共通整備基準 (J. T. O. 00-10-1)
- 航空自衛隊車両等整備基準 (J. T. O. 00-10-9)
- 航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令 (J. T. O. 00-20B-6)
- 車両等の塗装及び標識 (J. T. O. 36-1-3)
- 車両等検査要項 (J. T. O. 36-1-6)
- 車両等の防錆処置要領 (J. T. O. 36-1-52)
- 個別T O等

(3) 規格

- J I S Z 9903 品質システム—最終検査・試験における品質保証モデル

(4) 仕様書

- D S P Z 9003 検査制度共通仕様書
- D S P Z 9004 技術変更提案の様式

(5) その他

- 航空自衛隊装備品等技術変更提案規則（昭和46年航空自衛隊達第32号）

1. 3. 2 参考文書

(1) 法令等

- 防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する総理府令
(昭和33年総理府令第1号)

- 航空自衛隊調達規則 (J A F R 1 2 4)

(2) 技術指令書

- 航空自衛隊技術指令書制度 (J. T. O. 00-5-1)
- 航空装備品等の包装 (J. T. O. 00-85-3)

(3) 規格

- J I S Z 9901 品質システム—設計、開発、製造、据付及び付帯サービスにおける品質保証システム

- J I S Z 9902 品質システム—製造、据付及び付帯サービスにおける品質保証モデル

| | |
|-----|-------------------------------|
| 品 名 | 現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両） |
|-----|-------------------------------|

(4) 仕様書

- | | |
|-------------------------|-------------|
| D S P Z 9 0 0 1 | 品質保証共通仕様書 |
| D S P Z 9 0 0 2 | 品質管理共通仕様書 |
| D S P Z 9 0 0 5 | 品質保証共通仕様書 |
| D S P Z 9 0 0 6 | 品質管理共通仕様書 |
| C & L P S - Y 0 0 0 0 7 | 調達品等一般共通仕様書 |

(5) その他

航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）

2 役務に関する要求

2. 1 一般

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して、作業を実施しなければならない。

2. 2 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもののうちから個別仕様書で指定する。

2. 2. 1 定期検査整備 定期検査整備は、この仕様書の1. 3. 1項(2)のJ. T. O. 00-10-9に定めるI検査又はM検査を、次の工程に従い実施するものとする。定期検査の結果、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準（以下、保安基準という。）に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官に報告し、承認を得た後(2)及び(3)の作業を実施するものとする。

- (1) 定期検査
- (2) 分解検査
- (3) 修理等

2. 2. 2 附帯整備 附帯整備は、個別仕様書で規定した作業を実施する。

2. 3 作業内容 この仕様書の2. 2項に示す各工程の作業は、個別仕様書で特に規定するほか、次により実施しなければならない。

2. 3. 1 定期検査

(1) 定期検査は、この仕様書の1. 3. 1項(2)のJ. T. O. 00-10-9に定めるI検査又はM検査について、J. T. O. 36-1-6及び別冊（一般車両検査手順）の手順に従い、個別仕様書に引用する、個別T.O等に定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに、結果を別紙様式第6又は7に規定されている、車両作業用紙に記録するものとする。

(2) 定期検査に先立ち、附属品・予備品を車両等に備え付けられている、車歴簿の附属品・工具員数表により員数を確認し、車両等員数表（別紙様式第1）に記録するものとする。

(3) I検査及びM検査における検査項目は別冊（一般車両検査手順）のとおり。

| | |
|-----|-------------------------------|
| 品 名 | 現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両） |
|-----|-------------------------------|

2. 3. 2 分解検査 分解検査は、定期検査の結果、判明した要修理箇所を整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は個別仕様書に引用する個別T.O等に定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料（以下、部品等という。）を判定する。確認の結果を、必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第2-1及び2-2）に記録するものとする。

なお、分解した部品等は、交換を要する部品等を除き、必要な清浄度を保持するための処置を行う。

2. 3. 3 修理等 修理等は、この仕様書の2. 3. 2項で判定された修理方法により、要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行う。

- (1) 交換 交換は、この仕様書の2. 3. 2項で交換を要すると判定された部品等を2. 4項により交換する。交換した部品等は、次の書類に記録する。
 - (a) 官給品の場合：官給部品使用明細書（別紙様式第3-1及び3-2）
 - (b) 契約相手方準備品の場合：材料使用明細書（別紙様式第4-1及び4-2）又は使用材料を明確にする契約相手方が定めた書類
- (2) 加工 加工は、修理のため、要修理品の状態、特性に応じ最も適した方法で行う。
- (3) 組立・調整 組立・調整は、この仕様書の2. 3. 2項で使用可能品と判定されたもの、又は2. 3. 3項の(1)及び(2)により修復した部品等を、車両等の性能を発揮させるため適正な手順、方法により組立、必要に応じ各部位を調整する。
- (4) 潤滑 潤滑は、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。

2. 3. 4 塗装等

(1) 塗装及び標識 塗装及び標識は、個別仕様書で特に指定する場合を除き、J. T. O. 36-1-3に基づき実施するものとする。実施にあたっては極力部分塗装とし、全面塗装を実施する場合は、契約担当官等の指示を得て実施する。

なお、全面塗装を実施する場合、塗装回数は下塗り（プライマー塗装）1回、上塗り2回以上とする。

(2) 塗色 塗色は、J. T. O. 36-1-3による。ただし、部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

2. 3. 5 作業の中止 次に示す場合は作業を一時中止し、監督官に申し出て契約担当官の指示を受けるものとする。

- (1) 車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合。
- (2) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合。ただし、この仕様書の1. 2項(4) (b)に該当する場合は、修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第5-1）を作成し、契約担当官に提出するものとする。

| | |
|------|-------------------------------|
| 品　　名 | 現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両） |
|------|-------------------------------|

2. 4 部品・材料

- (1) 整備作業に必要な部品・材料は、個別仕様書で規定したものを除き、契約相手方ににおいて準備する。
- (2) 部品・材料は原則として製造会社の純正部品及び空幕調達第275号(40.11.8)に示す優良部品とする。
- (3) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。

2. 5 機能・性能 車両等の機能・性能は、保安基準及び個別仕様書に引用されている個別T.O等に適合しなければならない。

なお、個別仕様書に他の規定がある場合は、個別仕様書による。

3 品質保証

- 3. 1 品質保証資料 契約相手方は、この仕様書の2. 3項及び2. 5項により作成した結果等を品質保証資料として、これらの写しを契約が完了した会計年度の翌年度の4月1日から5年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。
- 3. 2 監督・検査 監督・検査は、契約担当官の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

4 出荷条件

- 4. 1 製品の包装 整備完成の部品等及び返納品で、輸送又は保管のため包装を必要とするものは、部品及び返納品の状態に応じ、適切な包装を実施するものとする。
- 4. 2 包装の表示 整備完成の部品等及び返納品で、包装を行うものについては、包装の見やすい箇所に、次の表示を行わなければならない。ただし、それらの性質、状態等により一部を省略することができる。
 - (1) 航空自衛隊標識マーク
 - (2) 品名及び型式
 - (3) 物品番号
 - (4) 製造番号
 - (5) 調達要求番号
 - (6) 契約番号
 - (7) 数量
 - (8) 納入業者
 - (9) 納入年月日

| | |
|-----|-------------------------------|
| 品 名 | 現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両） |
|-----|-------------------------------|

5 その他の指示

5. 1 提出書類 契約相手方は、2. 3項に示す次の書類を提出しなければならない。
- (1) 車両等員数表（別紙様式第1）
 - (2) 必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第2-1及び2-2）
 - (3) 官給部品使用明細書（別紙様式第3-1及び3-2）
 - (4) 材料使用明細書（別紙様式第4-1及び4-2）又は使用材料に係る契約相手方の定めた書類
 - (5) 修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第5-1）
 - (6) その他契約担当官の指示するもの。
5. 2 官給品 官給品の品目、数量、時期及び場所については、個別仕様書で規定する。
5. 3 附属品・予備品 附属品・予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き、原則として整備の対象外とする。
5. 4 計測器・試験装置 車両等が、要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は、道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。
5. 5 安全管理 契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱、公害を発生する恐れのあるものの取扱並びにその他作業事故を起こしやすい作業について、法令に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。
5. 6 環境対策 契約相手方は、契約事項を履行するにあたり、環境基本法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）等に基づき可能な限り環境対策を実施しなければならない。ただし、契約の適正な履行を確保できない等、不具合が生じた場合は監督官と調整するものとする。
5. 7 補給の手続き 次に示す補給上の手続きについては、契約担当官の指示による。
- (1) 車両等の受け渡し
 - (2) 官給品の請求手続等
 - (3) 交換した旧部品の返納処置
5. 8 契約相手方の技術協力 契約相手方は、官から次の事項について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。
- (1) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
 - (2) 技術的事項に関する、資料等の提出又は提示
5. 9 仕様書の疑義 この仕様書について、疑義を生じた場合は、契約担当官を通じて調達要求元と調整するものとする。

| 車両等員数表 | | | | |
|---------------|--|-------|-----|---------|
| 車両名 | | 受入年月日 | | |
| 物品番号 | | 差出部隊名 | | |
| 証書番号 | | 車両番号 | | |
| 調達要求番号 | | 契約番号 | 会社名 | |
| 物 品 名 | | | 定 数 | 現 数 状 態 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 搬入時累計走行キロ(時間) | | | | |
| 検査員 | | 監督官印 | | |

必要部品及び修理要領明細書

調達要求番号

契約番号

物品番号

品名(型式)

一連番号

適用技術図書 N.O. 発刊年月日

会社名 印

監督官名 印

確認年月日

注：適用技術図書は本表作成にしようしたT.O.(日付を含む。)のみ記載する。

別紙様式第2-2

- 1 本表には整備作業の実施に際し使用する交換部品、補充部品及び機械加工、板金等の作業、改造時の特殊工程作業を記入する。
 - 2 備考欄には修理箇所の程度を記入する。

別紙様式第3-1

| 官給部品使用明細書 | | 提出会社 作成者 | | 監督官等 確認印 | | | 提出 番号 | 頁 | |
|-----------|---------|-------------|------|-------------|--------------|-----|----------|-----|--|
| 調達要求番号 | | | 契約品名 | | 明細書作成対象品名・数量 | | | | |
| 契約番号(年月日) | | | | | | | | | |
| 項目 番号 | 物 品 番 号 | 部 品 番 号 | 品 名 | 単位 | 数 量 | 单 価 | 金 領 | 備 考 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

記入要領については、付紙のとおり。

別紙様式第3-2

貢

官給部品使用明細書作成要領

- 1 官給部品使用明細書（以下、“明細書”という。）は、契約書の官給部品表に記載されている品目ごとに作成し監督官の確認を得るものとする。
- 2 様式は、別紙様式第3とし（1頁目はその1、2頁目はその2を使用）記入要領は、次による。
 - (1) 「提出会社」
契約相手方の会社名を記入する。
 - (2) 「作成者」
契約書に記載された代表者名を記入する。
 - (3) 「提出番号」
同一の契約における提出回数を記入する。
 - (4) 「頁」
頁番号及び総員数を記入する。
 - (5) 「調達要求番号」「契約品名」「契約番号（年月日）」
契約書に記載された調達要求番号、契約品名、契約番号及び契約年月日を記入する。
 - (6) 「明細書作成対象品名・数量」
官給部品表に記載された品名のうち、当該明細書作成の対象とした品名及び数量を記入する。
 - (7) 「項目番号」
表に記入する官給部品について一連の番号を記入する。
 - (8) 「物品番号」「部品番号」「品名」「単位」「単価」
官給部品表に記載されている物品番号、部品番号、品名、単位及び単価を記入する。
なお、官給部品表に記載されていない場合は担当者に問合せたうえ記入する。
 - (9) 「数量」
当該契約のうち対象品目に使用した官給部品の数量を記入する。
 - (10) 「金額」
数量×単価で算出した金額を記入する。
 - (11) 「備考」
その他、参考となる事項を記入する。

別紙様式第4-1

別紙様式第4-2

修理不能品発生（見込）報告書

航空自衛隊

部隊名

契約担当官殿

住所

会社名

代表者名

印

| | | | |
|--------|--|----|--|
| 調達要求番号 | | 数量 | |
| 契約番号 | | 金額 | |
| 契約年月日 | | 納期 | |
| 品名 | | | |

上記契約について、修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告します。

監督官確認

年月日

階級

氏名

印

注：様式第5-2の計算内訳資料を添付するものとする。

計算内訳資料

| | | | | |
|----|---------------|--|--|--|
| 1 | 品 名 | | | |
| 2 | 物 品 番 号 | | | |
| 3 | 数 量 | | | |
| 4 | 取 得 価 格 | | | |
| 5 | 一 連 番 号 | | | |
| | 直 接 材 料 費 | | | |
| | 加 工 費 | | | |
| | 直 接 経 費 | | | |
| | (製 造 原 価) | | | |
| 6 | 一 般 管 理 費 | | | |
| | (総 原 価) | | | |
| | 支 払 利 子 | | | |
| | 利 益 | | | |
| | 梱包・輸送費 | | | |
| | (修 理 費) | | | |
| 7 | 官 紿 部 品 費 | | | |
| 8 | 総 修 理 費 | | | |
| 9 | (8 ÷ 4) (%) | | | |
| 10 | 摘要 | | | |

| 車両作業用紙 (一般車両) | | | | | | 整備作業 チェック記号 |
|--------------------------------------|------|-------|---|----------------------------------|-------|----------------|
| 車種 | | 検査の種類 | I | M | + □ 特 | |
| 自動車番号 | | 所属部隊 | | | | |
| 開始日付 | | 完了日付 | | | | |
| 記 | 点検項目 | 備考 | 記 | 点検項目 | 備考 | |
| ステアリング装置 | | | | | | |
| 1. ハンドルの操作具合 | | | | 36. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間 | | |
| 2. ギヤ・ボックスのオイル漏れ | | | | 37. ブレーキ・パッドの摩耗 | | |
| 3. ギヤ・ボックスの取付けの緩み | | | | 38. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷 | | |
| 4. ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷 | | | | 39. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み | | |
| 5. ロッド・アーム類の亀裂、損傷 | | | | 40. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間 | | |
| 6. ステアリング・ナックルの連結部のがた | | | | 41. センタ・ブレーキのライニングの摩耗 | | |
| 7. ホイール・アライメント | | | | 42. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷 | | |
| 8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷 | | | | 43. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能 | | |
| 9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 | | | | 走行装置 | | |
| 10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み | | | | 44. タイヤの空気圧 | | |
| ブレーキ装置 | | | | | | |
| 11. ブレーキ・ペダルの遊び | | | | 45. タイヤの亀裂、損傷 | | |
| 12. ブレーキ・ペダルの踏み込んだときの床板とのすき間 | | | | タイヤの溝の深さ、異常摩耗 | | |
| 13. ブレーキのきき具合 | | | | スペア・タイヤの空気圧 | | |
| 14. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ | | | | 46. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み | | |
| 15. パーキング・ブレーキのきき具合 | | | | 47. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷 | | |
| 16. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態 | | | | 48. フロント・ホイール・ペアリングのがた | | |
| 17. ブレーキ液の量 | | | | リヤ・ホイール・ペアリングのがた | | |
| 18. ブレーキ・マスター・シリンダの機能 | | | | サスペンション | | |
| 19. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能 | | | | 49. リーフ・スプリングの損傷 | | |
| 20. ブレーキ・ディスク・キャリパーの機能 | | | | 50. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷 | | |
| 21. 制動装置の分解 | | | | リーフ・スプリングのビン、トルク・ロッドの連結部のがた | | |
| 22. ブレーキの機能 | | | | 51. コイル・スプリングの損傷 | | |
| 23. ブレーキ・チャンバー・ロッドのストローク | | | | 52. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷 | | |
| 24. ブレーキ・チャンバーの機能 | | | | コイル・サスペンション各部の損傷 | | |
| 25. ブレーキ・バルブ、クリック・リーズ・バルブ・リレー・バルブの機能 | | | | 53. エア・サスペンションのエア漏れ | | |
| 26. ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり | | | | 54. エア・サスペンションのバルブの損傷 | | |
| 27. 真空又は空気倍力式の機能 | | | | 55. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷 | | |
| 28. 空気油圧複合式の機能 | | | | 56. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能 | | |
| 29. ブレーキ・カムの摩耗 | | | | 57. ショック・アブソーバの損傷とオイルの漏れ | | |
| 30. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間 | | | | 動力伝達装置 | | |
| 31. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗 | | | | 58. クラッチ・ペダルの遊び | | |
| 32. ブレーキ・シューの分解 | | | | クラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間 | | |
| 33. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷 | | | | 59. クラッチの作用 | | |
| 34. パック・ブレートの状態 | | | | 60. クラッチ液の量 | | |
| | | | | 61. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ | | |

| | | | |
|---|--|------------------------------------|--|
| 62. トランスマッキン、トランスマッキンのオイル量 | | 91. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態 | |
| 63. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み | | 附属装置等 | |
| 64. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷 | | 92. ホーンの作用 | |
| 65. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのスプライン部のがた | | 93. ワイパの作用 | |
| プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のがた | | ウインド・ウォッシャの作用 | |
| 66. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた | | 94. デフロスターの作用 | |
| 67. デファレンシャルのオイル漏れ | | 95. ステアリング・ロックの作用 | |
| 68. デファレンシャルのオイル量 | | 96. エキゾースト・パイプ、マフラの取付けの緩みと損傷 | |
| 電気装置 | | 遮熱板の取付の緩み、損傷、腐食 | |
| 69. スパーク・プラグの状態 | | 97. マフラの機能 | |
| 70. 点火時期 | | 98. エア・タンクの凝水 | |
| 71. ディストリビュータのキャップの状態 | | 99. エア・コンプレッサの機能 | |
| 72. バッテリのターミナル部の緩みと腐食 | | 100. ブレッシャ・レギュレータ、アンローダー・バルブの機能 | |
| 73. 電気配線の接続部の緩みと損傷 | | 101. 高圧ガスを燃料とする燃料装置の導管、継手部のガス漏れと損傷 | |
| エンジン | | 102. 高圧ガスを燃料とする燃料装置のガス容器取付部の緩みと損傷 | |
| 74. 低速と加速の状態 | | 103. 非常口の扉の機能 | |
| 75. 排気色の状態 | | 104. フレーム、ボディの緩みと損傷 | |
| C O、H Cの濃度 | | 105. 連結装置のカブラの機能と損傷 | |
| 76. エア・クリーナ・エレメントの状態 | | 106. 連結装置のキング・ピンの亀裂と損傷 | |
| 77. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態 | | 107. 連結装置のピントル・フックの損傷 | |
| 78. エンジン・オイルの漏れ | | 連結装置のルネット・アイの損傷 | |
| 79. 燃料漏れ | | 108. シート・ベルトの状態 | |
| 80. ファン・ベルトの緩みと損傷 | | 109. 開扉発車防止装置の機能 | |
| 81. 冷却水漏れ | | 110. シャシ各部の給油脂状態 | |
| ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置 | | | |
| 82. メータリング・バルブの状態 | | | |
| 83. プローバイ・ガス還元装置の配管の損傷 | | | |
| 84. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷 | | | |
| 85. チャコール・キャニスターの詰まりと損傷 | | | |
| 86. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷 | | | |
| 87. 電磁等の排出ガス吸収装置の取り付けの緩みと損傷 | | | |
| 88. 二次空気供給装置の機能 | | | |
| 89. 排気ガス再循環装置の機能 | | | |
| 90. 減速時排気ガス減少装置の機能 | | | |

付記又は注意事項

| | | | |
|--------------|--|---------------|--|
| 運転者 階級 氏名 | | 点検者 階級 氏名 | |
| 整備車 階級 氏名 | | 監督幹部 階級 氏名 | |

| 車両作業用紙 (施設、荷役、その他の車両等) | | | | | 整備作業 チェック記号 | | |
|-------------------------------------|------|-------|---|---|----------------|-------|---|
| 車種 | | 検査の種類 | I | M | | + □ 特 | □ |
| 自動車番号 | | 所属部隊 | | | | | |
| 開始日付 | | 完了日付 | | | | | |
| 記 | 点検項目 | 備記 | 点検項目 | | | 備考 | |
| ステアリング装置 | | | | | | | |
| 1. ハンドルの操作具合 | | | スペア・タイヤの空気圧 | | | | |
| 2. ギヤ・ボックスのオイル漏れ | | | 45. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み | | | | |
| 3. ギヤ・ボックスの取付けの緩み | | | 46. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷 | | | | |
| 4. ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷 | | | 47. フロント・ホイール・ペアリングのがた | | | | |
| 5. ロッド・アーム類の亀裂、損傷 | | | 48. リヤ・ホイール・ペアリングのがた | | | | |
| 6. ステアリング・ナックルの連結部のがた | | | サスペンション | | | | |
| 7. ホイール・アライメント | | | 49. リーフ・スプリングの損傷 | | | | |
| 8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷 | | | 50. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷 | | | | |
| 9. パワー・ステアリングのオイルの漏れ、オイル量 | | | リーフ・スプリングのピン、トルク・ロッドの連結部のがた | | | | |
| 10. パワー・ステアリングの取付けの緩み | | | 51. コイル・スプリングの損傷 | | | | |
| ブレーキ装置 | | | | | | | |
| 11. ブレーキ・ペダルの遊び | | | コイル・サスペンション各部の損傷 | | | | |
| 12. ブレーキ・ペダルの踏み込んだときの床板とのすき間 | | | 53. エア・サスペンションのエア漏れ | | | | |
| 13. ブレーキのきき具合 | | | 54. エア・サスペンションのペローズの損傷 | | | | |
| 14. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ | | | 55. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷 | | | | |
| 15. パーキング・ブレーキのきき具合 | | | 56. エア・サスペンションのペーリング・バルブの機能 | | | | |
| 16. ブレーキ・ホース及びマウントの漏れ、損傷、取付状態 | | | 57. ショック・アブソーバの損傷とオイルの漏れ | | | | |
| 17. ブレーキ液の量 | | | 動力伝達装置 | | | | |
| 18. ブレーキ・マスター・シリンダの機能 | | | 58. クラッチ・ペダルの遊び | | | | |
| 19. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能 | | | クラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間 | | | | |
| 20. ブレーキ・ディスク・キャリパーの機能 | | | 59. クラッチの作用 | | | | |
| 21. 制動装置の分解 | | | 60. クラッチ液の量 | | | | |
| 22. ブレーキの機能 | | | 61. トランスマッシャン、トランスファのオイル漏れ | | | | |
| 23. ブレーキ・チャンバー・ロッドのストローク | | | 62. トランスマッシャン、トランスファのオイル量 | | | | |
| 24. ブレーキ・チャンバーの機能 | | | 63. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み | | | | |
| 25. ブレーキ・ループ、クイック・リーズ・ループ・リレー・ループ機能 | | | 64. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷 | | | | |
| 26. ブレーキ倍力装置のエア・クリーナーの詰まり | | | 65. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのスプライン部のがた | | | | |
| 27. 真空又は空気倍力式の機能 | | | | | | | |
| 28. 空気油圧複合式の機能 | | | プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部の切れたときの床板とのすき間 | | | | |
| 29. ブレーキ・カムの摩耗 | | | 66. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ペアリングのがた | | | | |
| 30. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間 | | | 67. デファレンシャルのオイル漏れ | | | | |
| 31. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗 | | | 68. デファレンシャルのオイル量 | | | | |
| 32. ブレーキ・シューの分解 | | | 電気装置 | | | | |
| 33. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷 | | | 69. スパーク・プラグの状態 | | | | |
| 35. パック・ブレートの状態 | | | 70. 点火時期 | | | | |
| 36. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間 | | | 71. ディスクリビュータのキャップの状態 | | | | |
| 37. ブレーキ・パッドの摩耗 | | | 72. バッテリのターミナル部の緩みと腐食 | | | | |
| 38. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷 | | | 73. 電気配線の接続部の緩みと損傷 | | | | |
| 39. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み | | | エンジン | | | | |
| 40. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間 | | | 74. 低速と加速の状態 | | | | |
| 41. センタ・ブレーキのライニングの摩耗 | | | 75. 排気色の状態 | | | | |
| 42. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷 | | | CO、HCの濃度 | | | | |
| 43. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能 | | | | | | | |
| 走行装置 | | | | | | | |
| 44. タイヤの空気圧 | | | 76. エア・クリーナ・エレメントの状態 | | | | |
| 45. タイヤの亀裂、損傷 | | | 77. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態 | | | | |
| タイヤの溝の深さ、異常摩耗 | | | 78. エンジン・オイルの漏れ | | | | |
| | | | 79. 燃料漏れ | | | | |

| | | |
|------------------------------------|--|------------------------|
| 80. ファン・ベルトの緩みと損傷 | | シリンダー リフト、チルト |
| 81. 冷却水漏れ | | 油圧ポンプ |
| ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置 | | 一般漏えい - 油、水、空気 旋回機構 |
| 82. メータリング・バルブの状態 | | マスト本体、ブーム |
| 83. プローバイ・ガス還元装置の配管の損傷 | | 安全クラッチ、減速機構 |
| 84. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷 | | ドラム |
| 85. チャコール・キャニスターの詰まりと損傷 | | 昇降機構 |
| 86. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷 | | コンミューター、ブラン |
| 87. 触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷 | | コントローラ |
| 88. 二次空気供給装置の機能 | | パワー・テーク・オフ |
| 89. 排気ガス再循環装置の機能 | | 索導器 |
| 90. 減速時排気ガス減少装置の機能 | | クレーン・アタッチメント |
| 91. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態 | | キャタピラ |
| 附属装置等 | | 排土板、スクレーパ |
| 92. ホーンの作用 | | フイフス・ホイール |
| 93. ワイパの作用 | | 補助脚 |
| ウインド・ウォッシャの作用 | | キング・ピン-摩耗、破損、カップラ結合箇所 |
| 94. デフロスターの作用 | | 刊行物 |
| 95. ステアリング・ロックの作用 | | I. 具類 |
| 96. エキゾースト・パイプ、マフラの取付けの緩みと損傷 | | |
| 遮熱板の取付の緩み、損傷、腐食 | | |
| 97. マフラの機能 | | |
| 98. エア・タンクの凝水 | | |
| 99. エア・コンプレッサの機能 | | |
| 100. ブレッシャ・レギュレータ、アンローダー・バルブの機能 | | |
| 101. 高圧ガスを燃料とする燃料装置の導管、絶手部のガス漏れと損傷 | | |
| 102. 高圧ガスを燃料とする燃料装置のガス容器取付部の緩みと損傷 | | |
| 103. 非常口の扉の機能 | | |
| 104. フレーム、ボデーの緩みと損傷 | | |
| 105. 連結装置のカブラの機能と損傷 | | |
| 106. 連結装置のキング・ピンの亀裂と損傷 | | |
| 107. 連結装置のピントル・フックの損傷 | | |
| 連結装置のルネット・アイの損傷 | | |
| 108. シート・ベルトの状態 | | |
| 109. 開扉発車防止装置の機能 | | |
| 110. シャシ各部の給油脂状態 | | |
| 施設、荷役、その他の車両等特殊装置 | | |
| キャリッジ | | |
| 操作レバー機構 - リフト、チルト | | |
| チェーン - リフト、ドライブ | | |
| ケーブル - ウインチ、ホイスト | | |

付記又は注意事項

| | | |
|-------------|--|--------------|
| 運転者 階級氏名 | | 点検者 階級氏名 |
| 整備者 階級氏名 | | 監督幹部 階級氏名 |

一般車両検査手順

一般車両並びに消防車両、給油車両、施設、荷役、その他の車両等において一般車両と共に定期検査の手順は、次に述べる整備手順表を基準として実施する。

| 定期検査 | | 手 順 |
|------|---|---|
| I | M | |
| | ○ | 1. ハンドルの操作具合 次の点検を実施する。 (1) 一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られることがないか。 (2) 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいいか。 (3) ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたがないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。 |
| | ○ | 2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 |
| | ○ | 3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパンナなどにより点検する。 |
| | ○ | 4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷 リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について、可動部を操舵力の伝わる方向に手で揺するなどして、次の点検を実施する。 (1) 連結部にがたがないか。 (2) 取付部に緩みがないか。 (3) 曲がりや損傷がないか。 (4) 割ピンが欠損していないか。 |
| | ○ | 5. ロッド・アーム類(ボール・ジョイントのダスト・ブーツ)の亀裂と損傷 リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。 |
| ○ | ○ | 6. ステアリング・ナックルの連結部のがた リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、タイヤの上下に手を掛けて動かし、キング・ピン又はボール・ジョイントにがたがないかを点検する。 |
| | ○ | 7. ホイール・アライメント ホイール・アライメント・テスター(又は、キャンバ・キャスター・キングピン・ゲージ、ターニング・ラジ・アス・ゲージ、トーン・ゲージ)を用いて、キャンバ、キャスター、トーン(及びキング・ピンの傾斜角度)が規定の範囲にあるかを点検する。 (タイヤの異状摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド・スリップ・テスターにより点検してもよい。) |
| ○ | ○ | 8. パワー・ステアリングのベルトの緩みと損傷 (1) 定められたブーリ間のベルト中央部を手(約10kg)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (2) ベルト全周にわたって内側、側面に著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。 |
| ○ | ○ | 9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 (1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア. ギヤ・ボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。 イ. ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。 (2) アイドリング状態でハンドルを数回据え切りをして油温を上げた後リザーバ・タンクのオイル量を点検する。 (車両によっては、冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあるので注意) |
| | ○ | 10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み リフト・アップの状態で、スパンナなどにより、次の点検を実施する。 (1) オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがないか。 (2) ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。 |
| ○ | ○ | 11. ブレーキ・ペダルの遊び エンジン停止状態でブレーキ・ペダルを数回踏み、ブースター内を大気圧にしてから、ブレーキ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 |
| | ○ | 12. ブレーキ・ペダルの踏み込んだときの床板とのすき間 エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検する。 |
| ○ | ○ | 13. ブレーキのきき具合 (1) 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検する。 (2) ブレーキ・テスターで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。 |
| ○ | ○ | 14. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ (1) パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)を規定の力で操作したとき、引きしろ(踏みしろ)が、規定のノッチ数(ラチエットがかみ込む音で確認)の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検する。 (2) ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態で、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、空気の排出音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検する。 |

| | | |
|---|---|--|
| ○ | ○ | 15. パーキング・ブレーキのきき具合 (1) 乾燥した急坂(5分の1(20%)勾配)の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。 (2) ブレーキ・テスターで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検する。ただし、ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置(またはテストポジション)まで引き点検する。 |
| ○ | ○ | 16. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態 (1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア. ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを日視などにより点検する。 イ. 走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを日視などにより点検する。 ウ. ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを日視などにより点検する。 エ. 接続部、クランプに緩みなどがないかをスパンなどにより点検する。 (2) エア・ブレーキにあっては、リフト・アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを日視などにより点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。 |
| ○ | ○ | 17. ブレーキ液の量 (1) リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX～MINなど)にあるかを点検する。 (2) リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを日視などにより点検する。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを日視などにより点検する。 |
| ○ | ○ | 18. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能 マスタ・シリンダに損傷や液漏れがないかを日視などにより点検する。 19. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ(シリンダ・ブーツ内を含む。)に損傷や液漏れがないかを日視などにより点検する。 20. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能 リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを日視などにより点検する。 21. 制動装置の分解 必要がある場合には、マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパを分解し、シリンドラ、ピストン、ピストン・カッブ、ピストン・シール、チェック・バルブ、ブーツなどに摩耗、損傷、腐食及び劣化などがないかを日視などにより点検する。 22. ブレーキの機能 ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間及びブレーキのきき具合に異状がないことを確認する。 |
| ○ | ○ | 23. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 |
| ○ | ○ | 24. ブレーキ・チャンバの機能 (1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、チャンバのクラシップ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを日視などにより点検する。 (2) ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異状がないかを日視などにより点検する。 (3) 必要がある場合には、ブレーキ・チャンバを分解し、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷や劣化がないかを日視などにより点検する。 |
| ○ | ○ | 25. ブレーキ・バルブ、クイック・リリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能 (1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、ブレーキ・バルブ、クイック・リリーズ・バルブ、リレー・バルブからエア漏れがないかを音により点検する。また、ペダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異状がないかを音により点検する。 (2) ブレーキ・バルブにあっては、エアの吐出側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、圧力計がエア・タンク内の圧力と同じ圧力であるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブ・スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを日視などにより点検する。 (3) リレー・バルブにあっては、入口側と出口側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを日視などにより点検する。 |
| ○ | ○ | 26. ブレーキ倍力装置のエアー・クリーナの詰まり 分離型真空倍力式にあっては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷がないかを目視などにより点検する。 |
| ○ | ○ | 27. 真空又は空気倍力式の機能 (1) エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検する。 (2) エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検する。 (3) 必要がある場合には次の点検を実施する。 ア. 油圧計などのテスターを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが、規定の範囲にあるかを点検する。 イ. 真空計又は圧力計などのテスターを使用して、圧力の低下などが範囲にあるかを点検する。 ウ. 真空計又は圧力計などのテスターを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検する。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カッブなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検する。 |

| | | |
|---|---|--|
| | | 28. 空気油圧複合式の機能 (1) エア・タンク内圧力が規定値の状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだときに規定の制動力が出るか、また、ブレーキ・ペダルから足を離したときにブレーキの引きずりがないかをブレーキ・テスタなどを使用して点検する。 (2) 必要がある場合には次の点検を実施する。油圧計などのテスタを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが規定の範囲にあるかを点検する。 ア、圧力計などのテスタを使用して、圧力の低下などが規定の範囲にあるかを点検する。 イ、圧力計などのテスタを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検する。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検する。 |
| | ○ | 29. ブレーキ・カムの摩耗 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、カムに摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。 |
| ○ | | 30. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間（自動調整方式） リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はバーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、タイヤを手で回したとき、引きずりがないかを点検する。 |
| ○ | ○ | 31. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間（手動調整方式） リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はバーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスターにより、すき間を点検する。 (ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。) |
| ○ | ○ | 32. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、次の点検を実施する。 (1) ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。 (2) ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。 (3) リベット、ボルトに緩みがないかを点検する。 |
| ○ | ○ | 33. ブレーキ・シューの分解 必要がある場合には、シューを分解し、次の点検を実施する。 (1) ブレーキ・シューの摺動部分に異状な摩耗や損傷がないか。 (2) アンカ・ピンに異状な摩耗がないか、また、錆ついていないか。 (3) リターン・スプリングにへたりがないか。 (4) 調整装置がスムーズに作動するか。 (ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。) |
| ○ | | 34. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。 (ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。) |
| ○ | ○ | 35. バック・プレートの状態 (1) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・プラケットに損傷や亀裂、変形がないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・プラケットの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 |
| ○ | ○ | 36. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間 リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異状な引きずりがないかを点検する。 |
| ○ | ○ | 37. ブレーキ・パッドの摩耗 リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外しキャリパ・ボディーの点検孔から、パッドの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。 |
| ○ | ○ | 38. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷 リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・ロータに異状な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。 |
| ○ | ○ | 39. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 |
| ○ | ○ | 40. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間 リフト・アップなどの状態で、バーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスターにより、すき間を点検する。 |
| ○ | ○ | 41. センタ・ブレーキのライニングの摩耗 リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。 (ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。) |
| ○ | | 42. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷 リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、損傷がないかを目視などにより点検する。 (ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。) |
| ○ | | 43. 油圧式二重安全ブレーキ機構(セフティ・シリンドラ式)の機能 フロント・ホイール・シリンドラのエア・ブリーダを緩めた状態とリヤ・ホイール・シリンドラのエア・ブリーダを緩めた状態とリヤ・ホイール・シリンドラのエア・ブリーダを緩めた状態のそれぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを反復して踏み込んだとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間があるかを点検する。 |
| | | 44. タイヤの状態 リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 |

| | | |
|---|---|--|
| ○ | ○ | (1) タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検する。必要がある場合にはスペア・タイヤについても点検する。 (2) タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、また、編摩耗などの異常な摩耗がないかを目視などにより点検する。 (3) タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ(スリップ・サイン)の表示により点検するか、又は、タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検する。 |
| ○ | ○ | 45. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み ホイール・ナット、ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検する。また、リヤ・シャフトの支持方式が全浮動式のものにあっては、アクスル・シャフトの取付けナット、ボルトに緩みがないかを点検する。 |
| | ○ | 46. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷 リム、サイド・リング、ホイール・ディスクに損傷、腐食などがないかを目視などにより点検する。また、サイド・リング付きのディスク・ホイールにあっては、合い口のすき間についても規定値内であるかを点検する。 |
| ○ | ○ | 47. フロント・ホイール・ペアリングのがた リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ペアリングのがたであるかどうかを点検する。 (ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどのがたではなくホイール・ペアリングのがたとなる。) (2) ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ペアリングを取り外し、ペアリングなどに摩耗や損傷泥水などの浸入がないかを点検する。 |
| | ○ | 48. リヤ・ホイール・ペアリングのがた リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、リヤ・ホイール・ペアリングのがたであるかを点検する。 (ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどのがたではなくホイール・ペアリングのがたとなる。) (2) ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がある場合には、リヤ・ホイール・ペアリングを取り外し、ペアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。 |
| ○ | ○ | 49. リーフ・スプリングの損傷 リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。 |
| | ○ | 50. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷 リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検する。 (2) スプリング・プラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検する。 (3) リーフ・スプリングのピンなどで連結されている部分を点検ハンマや手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (4) 後二軸のトラニオン式などにあっては、トルク・ロッド(ラジアス・ロッド)の連結部にがたがないかを点検ハンマなどにより点検する。 |
| | ○ | 51. コイル・スプリングの損傷 リフト・アップなどの状態で、コイル・スプリングの折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。 |
| | ○ | 52. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷 リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) サスペンションの各連結部を手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (3) サスペンション各部に損傷がないか、また、ボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。 |
| ○ | ○ | 53. エア・サスペンションのエア漏れ (1) エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検する。 |
| ○ | ○ | 54. エア・サスペンションのベローズの損傷 リフト・アップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを目視などにより点検する。 |
| ○ | ○ | 55. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷 リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) ラジアス・ロッド、スタビライザ、リンクageなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。 |
| | ○ | 56. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能 車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのベローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。 (規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。) |
| ○ | ○ | 57. ショック・アブソーバの損傷とオイル漏れ リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ショック・アブソーバにオイル漏れや損傷がないか。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | (2) 取付部に損傷がないか。 |
| ○ | ○ | <p>58. クラッチ・ペダルの遊びと切れたときの床板とのすき間 (1) クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。このとき、マスター・シリングと一体型の倍力装置付きのクラッチにあっては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検する。 (2) レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (無調整式レリーズ・シリングの場合は、点検は不要。) (3) アイドリング状態でバーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱい今までクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。</p> |
| ○ | ○ | <p>59. クラッチの作用 (1) アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検する。また、1速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検する。 (2) クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検する。</p> |
| ○ | ○ | 60. クラッチ液の量 リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。 |
| | | 61. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ (M/T車) (1) リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (A/T車) (2) リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検する。 |
| ○ | ○ | <p>62. トランスミッション、トランスファのオイル量 (M/T車) (1) リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取り外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。 (オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。) (A/T車) (2) 水平な場所に車両を止め、バーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドリング状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後Pレンジ(車両等によっては、Nレンジ)に戻す。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検する。 (3) レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検する。</p> |
| ○ | ○ | <p>63. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み (1) リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフトのジョイント・フランジ・ヨーク取付ボルト、ナット、センタ・ベアリング・ブレcket取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ドライブ・シャフトの取付ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。</p> |
| ○ | ○ | 64. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷 リフト・アップなどの状態で、ユニバーサル・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。また、ブーツからのグリース漏れやブーツ・クランプの緩みがないかを目視などにより点検する。 |
| ○ | ○ | <p>65. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの各部のがた リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かし、次の点検を実施する。 (1) 回転方向に動かすことで、主にスプライン部の摩耗などによるがたがないかを点検する。 (2) 上下、左右に動かすことで、主に自在継手部の摩耗などによるがたがないかを点検する。</p> |
| ○ | ○ | 66. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた リフト・アップなどの状態で、センタ・ベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検する。 |
| ○ | ○ | <p>67. デファレンシャルのオイル漏れ リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。</p> |
| ○ | ○ | <p>68. デファレンシャルのオイル量 リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。 (オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。)</p> |
| ○ | ○ | <p>69. スパーク・プラグの状態 スパーク・プラグ(白金プラグを除く。)を取り外し、次の点検を実施する。 (1) 電極に汚れや損傷、摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検する。 (2) 中心電極と接地電極とのすき間(プラグ・ギャップ)が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップ・ゲージなどにより点検する。</p> |
| ○ | ○ | 70. 点火時期 エンジン暖機後、規定のアイドリング回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であるかをクランク・ブーリなどの合わせマークを見て点検する。 |
| | | 71. ディストリビュータのキャップの状態 ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) キャップ、ロータの汚れがないか。 |

| | | |
|---|---|---|
| | | (2) ハイテンション・コードの差込部に緩みや錆などがないか。 (3) キャップ内側各端子(セグメント)に焼損や錆がないか。 (4) キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 (5) センタ・ピースに損傷や摩耗がないか、また、スプリングにへたりなどがないか。 |
| ○ | ○ | 72. バッテリのターミナル部の緩みと腐食 ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検する。 |
| ○ | ○ | 73. 電気配線の接続部の緩みと損傷 (1) エンジン・ルーム内の電気配線について、次の点検を実施する。 ア. 接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 イ. 電気配線に損傷がないか、また、クランプに緩みがないかを目視などにより点検する。 ウ. 電気配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検する。 (2) 必要に応じ、シャシ各部の電気配線についても点検する。 |
| ○ | ○ | 74. 低速と加速の状態 (1) エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検する。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検する。 (2) エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノックングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検する。 |
| ○ | ○ | 75. 排気の状態 (ガソリン車、LPG車) (1) エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検する。また、アイドリング時のCO(一酸化炭素)及びHC(炭化水素)の排出濃度をCO・HCテスタにより点検する。 (ジーゼル車) (2) エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検する。 |
| ○ | ○ | 76. エア・クリーナ・エレメントの状態 エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがないかを目視などにより点検する。 |
| ○ | ○ | 77. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態 シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検する。 。(塑性域締め(角度締め)方式の場合には、この点検は不要。) |
| ○ | ○ | 78. エンジン・オイルの漏れ リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどからオイル漏れがないか。 (2) オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないか。 |
| ○ | ○ | 79. 燃料漏れ リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレータ、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 (2) フューエル・ホース、パイプに亀裂や損傷がないか。 (3) 各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。 |
| ○ | ○ | 80. ファン・ベルトの緩みと損傷 (1) 定められたブーリ間のベルト中央部を手(約10kg)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。又は、ベルト・テンション・ゲージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検する。 (2) ベルト全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。 |
| ○ | ○ | 81. 冷却水漏れ (1) アイドリング状態か、又はラジエータ・キャップ・テスターで加圧した状態で、ラジエータ、ウォータ・ポンプ、ラジエータ・ホース、ヒータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ラジエータ・ホースやヒータ・ホースに劣化や損傷がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 |
| ○ | ○ | 82. メターリング・バルブの状態 エンジンを作動させ、アイドリング状態でメターリング・バルブのインターク・マニホールド側のホースをつまんやり放したりしたとき、バルブの作動音(カチカチ音)が発生するかを点検する。又は、メターリング・バルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを点検する。 |
| ○ | ○ | 83. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷 目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 (2) クランプの取付状態に異状がないか。 |
| ○ | ○ | 84. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷 ホース、パイプなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。 |
| ○ | ○ | 85. チャコール・キャニスターの詰まりと損傷 (1) チャコール・キャニスターのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検する。 (2) パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレータからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検する。 (3) チャコール・キャニスター本体に損傷がないかを目視などにより点検する。 |
| ○ | ○ | 86. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷 チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検する。 |
| | | 87. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷 リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 |

| | | |
|--|-----|--|
| | ○ | (1) 触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する。 (遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略することができる。) (3) 排気温度警告装置の配線の取付けに異状がないかを目視などにより点検する。 |
| | ○ | 88. 二次空気供給装置の機能 二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検する。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検する。 (規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。) |
| | ○ | 89. 排気ガス再循環装置の機能 エンジン暖機状態で、EGRコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状況を確認する。 |
| | ○ | 90. 減速時排気ガス減少装置の機能 ダッシュ・ポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離したとき瞬時に戻ることを確認することにより点検する。 (規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。) |
| | ○ | 91. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態 ホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検する。 |
| | ○ | 92. ホーンの作用 ホーンの音量及び音質を聞くことなどにより点検する。 93. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用 次の点検を実施する。 (1) ウィンド・ウォッシャ液の量が適當か。 (2) ウィンド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適當か。 (3) ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 (4) ワイパーの払拭状態が不良でないか。 |
| | ○ | 94. デフロスターの作用 デフロスターを作動させ、吹き出し口(サイドを含む。)からの空気の吹き出しや風量の切り換えに異状がないかを手を当てて点検する。 95. ステアリング・ロックの作用 エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するかを点検する。 |
| | ○ ○ | 96. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷 リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) エキゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺するなどして点検する。 (2) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検する。 (4) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検する。 (5) エキゾースト・パイプ及びマフラが他の部分との接触のおそれがないかを点検する。 (6) エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。 |
| | ○ ○ | 97. マフラの機能 エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異状がないかを聞くことなどにより点検する。 |
| | ○ ○ | 98. エア・タンクの凝水 エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検する。 |
| | ○ ○ | 99. エア・コンプレッサの機能 エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドリング状態で、タンク内圧が規定値になるまでの所要時間を調べることにより点検する。 |
| | ○ ○ | 100. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能 エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検する。 |
| | ○ ○ | 101. 高圧ガスを燃料とする燃料装置の導管、継手部のガス漏れと損傷 (1) ベーパライザ、導管及び継手部に石けん水などを塗って、ガス漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) 導管及び継手部に損傷がないかを目視などにより点検する。 |
| | ○ ○ | 102. 高圧ガスを燃料とする燃料装置のガス容器取付部の緩みと損傷 ガス容器又はコンテナ取付部及びクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。 |
| | ○ ○ | 103. 非常口の扉の機能 非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを点検する。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検する。 |
| | ○ ○ | 104. フレーム、ボディーの緩みと損傷 (乗用車タイプ車両等) (1) リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。 (2) ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 (貨物車タイプ車両等) (3) リフト・アップなどの状態で、フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム各部に損傷などがないかを目視などにより点検する。 (4) チルト式キャブにあっては、キャブ・チルト・ロック装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷がないかを目視などにより点検する。また、機能に異状がないかを点検する。 (5) 物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなど |

| | | |
|-----|------|--|
| | | により点検する。また、物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などに損傷などがないかを日視などにより点検する。 (6) ドア、エンジン・フード、バック・ドアなどのヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。また、損傷がないかを日視などにより点検する。 |
| ○ | 105. | 連結装置のカブラの機能と損傷 (1) 平坦な場所で、トレーラなどとの連結及び切離しがスムーズに行えるかを点検する。 (2) カブラの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) カブラ・ジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。また、ラバー式カブラの場合には、ラバーに損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。 (4) カブラ・サドル(ベース)の上面に損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。 |
| ○ | 106. | 連結装置のキング・ピンの亀裂と損傷 トレーラのキング・ピン及びキング・ピン・プレートに亀裂や摩耗、損傷がないかを目視などにより点検する。また、キング・ピン取付部に損傷がないかを目視などにより点検する。 |
| ○ | 107. | 装置のピントル・フックとルネット・アイの損傷 ピントル・フックとルネット・アイに損傷がないかを目視などにより点検する。また、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 |
| ○ | 108. | シート・ベルトの状態損傷 シート・ベルトに損傷がないかを目視などにより点検する。また、バックルを操作してかみ具合に異状がないかを点検する。 |
| ○ | 109. | 開扉発車防止装置の機能 乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検する。 |
| ○ ○ | 110. | シャシ各部の給油脂状態 (1) シャシ各部の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検する。 (2) 給油脂部のダスト・ブーツの破損、グリース・ニップルの脱落や緩みを点検する。 (3) 自動給脂式のものは、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検する。 |